

令和3年度 第1回 深谷市上下水道事業運営審議会 会議録

1 開催日時及び場所

令和3年10月5日（火） 午前10時00分～午後0時00分
本庁舎災害対策本部室

2 出席者

審議会委員：岩崎会長、山崎副会長、大谷委員、引間委員、武田泉委員、
梅澤委員、岡田委員、石塚委員、簗輪委員、大渡委員、今井委員、
萩原委員、本田委員、持田委員、武田匡哉委員
(15名中15名出席)

事務局：小林環境水道部長、及川環境水道部次長兼企業経営課長、渋澤下水道
工務課長、飯島水道工務課課長補佐、井上企業経営課課長補佐、山本
企業経営係長、坂本料金係長、横山主任、柴崎主事

3 審議会次第

- 1 開 会
- 2 委嘱書交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員及び事務局の紹介
- 5 正副会長の互選
- 6 正副会長あいさつ
- 7 議 事
 - (1) 深谷市上下水道事業運営審議会について
 - (2) 公営企業会計の仕組みについて
 - (3) 令和2年度深谷市上下水道事業会計決算について
 - (4) 深谷市上下水道事業経営戦略について
- 8 事務連絡
- 9 閉 会

4 会議録の確定

委員の署名

大谷 かをる	引間 ふじ子
--------	--------

確定日時： 令和3年12月23日

○議事録

発言者	内 容
事務局	<p>1. 開会</p> <p>定刻になりましたので、ただ今から「第1回 深谷市上下水道事業運営審議会」を開催いたします。本日、司会進行をさせていただきます「企業経営課 井上」と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、事前にお配りした資料の確認をお願いします。</p> <p>深谷市上下水道事業運営審議会次第 (資料1) 深谷市上下水道事業運営審議会委員一覧 (資料2) 席次表 (資料3) 深谷市上下水道事業運営審議会の概要 (資料4) 深谷市上下水道事業運営審議会条例及び規程 (資料5) 公営企業会計の仕組みについて (資料6) 令和2年度深谷市上下水道事業会計決算について (資料7) 深谷市上下水道事業経営戦略について (資料8) 深谷市上下水道事業運営審議会スケジュール (案) その他 深谷市上下水道事業経営戦略</p> <p>以上でございます。不足がありましたら、事務局までお申し出ください。</p> <p>なお、本日の会議でございますが、半数以上の委員のご出席をいただいておりますので、審議会条例第5条第2項の規定により成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、お手元に配布いたしました次第により進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>2. 委嘱書交付</p> <p>「次第2 委嘱書交付」でございます。</p> <p>それでは、小島市長より委嘱書の交付をお願いしたいと存じます。 市長よろしくお願いいたします。</p>

【 市長より各委員へ委嘱書を交付 】

事務局

ありがとうございました。

3. 市長あいさつ

事務局

続きまして、「次第3 市長あいさつ」です。

市長よりごあいさつをお願いいたします。

市長

それではどうも皆さんおはようございます。本日は第1回深谷市上下水道事業運営審議会ということで、本当にお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。そして、この委員を引き受けていただき、本当に心から感謝を申し上げます。また、今コロナの緊急事態が明けて、緊急事態宣言中はほとんど市役所の中の会議でしたので、こうして市民の方と会議をやるというのが久しぶりでございまして、今委嘱書を読んでいて緊張しました。また、この部屋は、初めての方もいらっしゃると思うのですが、ここは災害が起きたときに災害対策本部になる部屋でありまして、いろんな機能を持った部屋で、たまたまここが開いておりました。そういう部屋でございます。緊急事態が明けたとは言いつつも、深谷市の場合、感染者数はどんどん減っておりますが、一応県の方と足並みを揃えようということでやっております。埼玉県の方は、感染者数は減っていても、医療環境の方でまだレベル3や4がいくつかあるので、これが全て2になるまでは、飲食は4人まで、飲食店は9時閉店のアルコールは8時まで、そういうルールは、10月24日まで様子を見ようと、いっぺんには全部フリーにしないようにしようということでやっております。なんとかワクチンも、希望する方には全て予約ができるようになりました。順調にいけば11月の末には希望する方には接種が完了します。高齢者の65歳以上の方たちは、驚いたのですが深谷市の接種率は92%です。これは埼玉県内でトップクラスです。ただ64歳以下に関しては75%を目標に頑張ろうということなのですが、なかなか今そこが悩みどころです。確かに、若い方は結構副反応というか、結構熱が出てしまう方がいらっしゃいます。私なんか全然平気だったのですが、そういう部分があり、かなり敬遠している方もいらっしゃるのので、何とかワクチンを接種していただいて、このコロナ第6波が来なければいいのですが、しっかりと深谷市も対応してやっていきます。それでは本題に入ります。

水道及び下水道は、市民生活や企業の経済活動など社会全体を支える重要なイ

	<p>ンフラ施設でございますが、施設の更新や整備には多額の費用を要しております。その一方で、人口減少などに伴い、事業収入の根幹をなす料金収入は減少しており、経営環境は厳しさを増しております。</p> <p>このような状況にあっても、本市の上下水道事業を将来にわたって持続可能なものとするため、経営基盤の強化と健全化に取り組んでいかなければなりません。このため、平成30年3月に経営の基本計画として「深谷市上下水道事業経営戦略」を策定し、計画的な事業運営に努めてきたところでございます。</p> <p>このたび、事業を取り巻く環境の変化や事業の進捗状況をふまえ、経営戦略を見直すことといたしました。委員の皆様におかれましては、幅広い識見をもってご審議を賜りたいと存じます。</p> <p>結びにあたり、委員の皆様のご健勝とご多幸を心から祈念申し上げまして、あいさつとさせていただきます。</p> <p>事務局</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>なお、小島市長につきましては、この後、公務が控えておりますので、ここで退席させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【 市長退席 】</p>
	<p>事務局</p> <p>4. 委員及び事務局の紹介</p> <p>続きまして、「次第4 委員及び事務局の紹介」に移りたいと思います。</p> <p>本日は委嘱後初めての会議となりますので、委員皆様から自己紹介をいただきたいと存じます。資料1の名簿順に 大谷かをる委員 からお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【 委員の自己紹介 】</p> <p>次に事務局の紹介をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【 事務局員の自己紹介 】</p>
	<p>事務局</p> <p>5. 正副会長の互選</p> <p>続きまして、「次第5 正副会長の互選」です。</p> <p>会長・副会長については、審議会条例第4条第1項の規定により、委員の互選</p>

	により決定することとなっておりますが、委員の皆さま、何かご提案等がございますか。
委 員	事務局一任。
事務局	<p>それでは、事務局からご提案させていただきます。</p> <p>会長につきましては、前回の上下水道事業運営審議会にて会長に携わった経験をお持ちの「岩崎行雄 様」に、また、副会長につきましては、同じく前回の上下水道事業運営審議会にて委員を務められ、他にも深谷市男女共同参画会議の委員などの経験をお持ちである「山崎典子 様」に、お願いをしたいと考えております。</p> <p>岩崎様、山崎様ご承諾いただけますでしょうか？</p>
委 員	はい。
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、この事務局提案について、ご了承いただける場合は、拍手にて承認をお願いいたします。</p>
	【 拍手あり 】
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは本審議会の会長として「岩崎行雄 様」、副会長として「山崎典子 様」にそれぞれお願いしたいと思います。</p> <p>岩崎様、山崎様、会長・副会長席へご移動をお願いいたします。</p>
	【 移動 】
	6. 正副会長あいさつ
事務局	<p>続きまして、「次第6 正副会長あいさつ」です。</p> <p>それでは、岩崎様よりご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	みなさん、こんにちは。ただ今、会長にご推薦をいただきました岩崎行雄と申します。

	<p>深谷市上下水道事業運営審議会 会長就任にあたって、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>上下水道事業は、私たちが生活していく上で欠かすことのできない大変重要な事業であります。市長のごあいさつの中で、施設の更新や整備には多額の費用を要するということや、人口減少などに伴う料金収入の減少により経営環境は厳しさを増しており、経営の健全化が求められているというお話がありました。</p> <p>今回の審議会においては、上下水道事業における経営の基本計画となる「深谷市上下水道事業経営戦略」の改訂案について審議を行うこととなっております。将来にわたり安定的に事業運営が行えるよう、会長として微力ながら尽力してまいりたいと思いますので、山崎副会長をはじめ委員の皆様におかれましては、議事の円滑な進行にご協力をお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。</p>
事務局	<p>続きまして、山崎様よりご挨拶をお願いします。</p>
副会長	<p>みなさん、こんにちは。ただ今ご紹介に預かりました山崎典子と申します。</p> <p>このたび、深谷市上下水道事業運営審議会の副会長にご推薦いただき、就任することとなりました。</p> <p>皆さまにご協力をいただきながら、審議会が円滑に進行できますよう会長を補佐してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>7. 議事</p>
事務局	<p>次に「次第7 議事」に移りたいと思います。</p> <p>なお、ここからは、審議会条例第5条第1項の規定により、岩崎会長に議長として進行をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>まず初めに皆様にお諮りします。本審議会は、審議の公平を期するため、会議は非公開としたいと存じますがいかがでしょうか。</p>
委員	<p>【 委員了承 】</p>

議 長	<p>ご異議がないようですので、本審議会は非公開とすることに決しました。</p> <p>次に、本審議会の会議録についてですが、審議会運営規程第3条の規定により、2人の委員に署名していただくこととなっております。</p> <p>この会議録について、事務局に確認いたしますが、今回の会議録を事務局にて作成し、次回の審議会の時に内容を確認し、署名するという形でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">【 事務局了承 】</p>
議 長	<p>了解いたしました。</p> <p>それでは、会議録署名人についてですが、本日配布されている審議会委員名簿の順に、2名ずつ署名をしていくという形でよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p style="text-align: center;">【 委員了承 】</p>
議 長	<p>それでは、今回審議会会議録の署名人は、大谷かをる委員と、引間ふじ子委員にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、「次第7（1）深谷市上下水道事業運営審議会について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、深谷市上下水道事業運営審議会についてご説明申し上げます。</p> <p>お手元の資料3「深谷市上下水道事業運営審議会の概要」をご覧ください。</p> <p>まず、「1 上下水道事業運営審議会とは」ですが、深谷市上下水道事業運営審議会条例に規定がありますとおり、市長の諮問に応じて、上下水道事業に関する重要な事項について調査審議し、答申するものでございます。</p> <p>なお、今回は諮問に対する答申はなく、調査審議をしていただくこととなっております。</p> <p>次に、2の審議会を構成する委員でございますが、15人以内で、学識経験者、水道使用者及び下水道使用者から市長が委嘱するものでございます。内訳でございますが、学識経験者につきましては3名、上下水道使用者につきましては、市内各地域から公平に選出させていただき、12ある公民館単位で1名ずつ委嘱させていただきました。</p> <p>次に、3の審議内容でございますが、水道料金や下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料に関することや事業の計画や経営について、皆様に調査審議いただきたく存じます。</p>

次に、4の今回の審議事項でございますが、今回は平成30年3月に策定しました「深谷市上下水道事業経営戦略」の改訂について調査審議いただきます。

最後に審議会の流れにつきましてご説明申し上げます。資料の裏面をご覧ください。

今回は諮問がございませんが、諮問があった場合の審議会の流れのイメージ図を表示してあります。上から下へと時系列となっておりますが、まず初めに、審議会に諮るべき事案が発生した場合、市長から審議会へ諮問いたします。この後、審議会委員皆様に調査審議いただき、市長に対し答申をしていただきます。市長は、答申を受けて内部で最終案を決定した後、市議会へ議案を上程し、市議会で審議、決定されることとなります。なお、資料4-1及び4-2として、条例及び規程を配布しておりますので、後ほどご参照くださいますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、深谷市上下水道事業運営審議会の概要説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。

「深谷市上下水道事業運営審議会」についてご説明いただきました。委員の皆さまから質疑はありますでしょうか。

【 質疑なし 】

議長

特にないようですから次へ進みたいと思います。

続きまして、「次第7(2)公営企業会計の仕組みについて」事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、公営企業会計の仕組みについてご説明いたします。

お手元の「資料5 公営企業会計の仕組みについて」の2ページをご覧ください。

公営企業会計は、事業収入を主な財源として、独立採算の原則により特定の事業を經理する会計です。水道事業及び下水道事業はこれに該当します。

公営企業会計は現金の収入支出のみを把握する一般会計と異なり、その企業活動を正確に把握するため複式簿記を採用しています。

公営企業会計は2つの財布をもっており、使用料収入や施設の維持管理費などにかかる財布を収益的収支、上下水道施設の整備や改修などにかかる財布を資本的収支として区分しています。

資料の3ページをご覧ください。「(1) 収益的収支」ですが、水道事業及び下水道事業の経常的な活動で、水道水の売上げや汚水の処理料がいくらあったのか、また、水道水を作るため、汚水を処理し綺麗にするためにいくらかかったかにより、1年の利益または損失を經理している財布です。

1年度中に発生するすべての収益とそれに対応するすべての費用がここに含まれます。従って、減価償却費のような現金支出を伴わない費用についても収益的収支に含まれます。

「(2) 資本的収支」ですが、水道事業及び下水道事業の設備投資に関する活動で、老朽化した上下水道施設の更新に係る支出、新たな施設の建設に係る支出、工事に係る国・県からの補助金や企業債の借り入れによる収入、過去に借り入れた借入金の償還金などを經理している財布です。この財布から支出することで整備された上下水道施設などは固定資産となり、整備した年度以降に耐用年数に応じた減価償却費を計上することで、翌年以降の収益的収支の費用となっていきます。

4ページをご覧ください。ただいま「減価償却」という言葉がでてきましたので、ご説明いたします。

水道水の給水に必要な水道施設、汚水を処理するための下水道処理施設は1年間のみで使い切ってしまうものではなく、一定期間にわたって使用することを想定して整備しています。そのため、整備に要した費用については、整備した年度だけの費用とするのではなく、固定資産として計上しその施設を使用すると見込まれる期間に割り振って費用として計上していく方法を減価償却といいます。

先ほどご説明いたしました、収益的収支、資本的収支という2つの財布の関係は5ページの図のようになります。

5ページの図の上段左側に、収益的収支、その横に収益、費用とあります。収益的収支のうちの収益とは主に、1年間の水道料金・下水道使用料などの収入が該当します。収益的収支のうちの費用は、その使用料収入に対応した1年間の上下水道施設の維持管理費および、先ほど説明いたしました減価償却費が該当します。そしてすべての収益からすべての費用を差し引いた残りが1年間の純利益となり、純利益は建設改良積立金や減債積立金へ積み立てることとなります。

図の下段左側をご覧ください。資本的収支、その横に収入、支出とあります。資本的収支については、支出から説明いたします。

資本的収支の支出は、上下水道施設の整備・更新に係る支出、つまり工事費や設計費などが該当します。また過去に借り入れた企業債(借入金)の償還金もここに含まれます。資本的収支の収入については、工事費や設計費などに対する国・県からの補助金が該当します。工事費にかかる支出は補助金だけでは賄うことが

できないため、不足分については企業債を借入れることで賄っています。

先ほど説明いたしましたとおり、資本的収支の支出には企業債（借入金）の償還金が含まれるため、不足額が生じます。この不足額を埋めるために、補てん財源である損益勘定留保資金、建設改良積立金がここに充当されることとなります。

「損益勘定留保資金」という用語については、のちほど説明させていただきますので、ここではそういうものがあるということをご承知おきください。

ここまで公営企業会計の仕組みをご説明いたしましたので、これを一般の家計に例えてわかりやすくご説明いたしますので、6ページをご覧ください。

公営企業会計を理解しやすくするための例として、家計にあてはめて考えてみます。Aさんの家計の状況は次のとおりです。

- ・ Aさんはサラリーマンであり、会社から給料が支払われています。
- ・ 生活していくための食費、光熱費などの費用を給料から捻出しています。
- ・ マイホームを持っており、そのマイホームを建てるために組んだローンを毎年返済しています。
- ・ Aさんは今年マイカーを買い換えます。国からのエコカー補助金だけでは足りないため、不足分についてローンを組むことでマイカーを購入しました。

このようなAさんの家計を5ページの公営企業会計の図と同じように表すと、次の7ページのようになります。

5ページの図と7ページの図を比べながらご説明いたします。

- ・ 7ページの1年間の給料・ボーナスは5ページの収益的収支の水道料金・下水道使用料などの収入に該当します。
- ・ 食費・光熱費などは5ページの上下水道施設の維持管理費に該当します。
- ・ 5ページの減価償却費は家計では計上していないことと思います。減価償却費は、損益勘定留保資金となり、資本的収支の不足額である企業債（借入金）の償還金の返済に充てられるため、7ページの家計でいうところのローン返済分として取り置いた資金に相当します。
- ・ 7ページの給料、ボーナスから食費等やローン返済分を差し引いた、今年の余りが5ページの純利益に該当し、定期預金が建設改良積立金等となります。
- ・ 7ページの図の下段に移ります。支出のマイカー購入代金は5ページの図の下段、上下水道施設の整備・更新に該当します。

また、マイホームのローン返済金は、5ページの過去に借り入れた企業債（借入金）の償還金に該当します。

- ・ エコカー補助金は5ページの国・県からの補助金に該当し、銀行からのローンの借入れは企業債に該当することとなります。
- ・ 最後に7ページの不足額ですが、ローン返済分として取り置いた資金と定期預

金の一部を充てることで賄っています。対して5ページでは損益勘定留保資金、建設改良積立金などの一部を充てることとなっています。

収益的収支、資本的収支と聞くと難しそうに感じますが、公営企業会計であっても家計に例えることができ、似たようなお金の動きをしていることがわかります。

最後に損益勘定留保資金についてご説明いたしますので、8ページをご覧ください。

5ページの図にある損益勘定留保資金とは、減価償却費などの実際に現金の支出がない費用と密接な関係にあります。

減価償却として計上した費用は、帳簿上では費用となりますが、実際には現金が出ていくわけではないため、減価償却費分の資金が手元に残っている状態となっています。この手元に残った資金を損益勘定留保資金といい、資本的収支の不足分にあてられることとなります。

以上で、公営企業会計の仕組みについての説明を終わります。

議長 ありがとうございます。

「公営企業会計の仕組みについて」ご説明いただきました。委員の皆さまから質疑はありますでしょうか。

委員 この純利益というのは、結構毎年たくさん出るものなのか、ちょっと苦しい感じなのか、どうなのでしょう。

事務局 利益について、この後の議事にごじます令和2年度決算の内容でご説明させていただきますと、水道事業については1億8千万円ほど、下水道事業については1億6千万円ほど利益が出ております。例年、基本的には利益を出しております。水道や下水道は過去に料金・使用料改定等もさせていただき、必要な財源を確保させていただいて、いろんな更新を進めさせていただいております。そういった関係で、毎年利益は確保させていただいております。

議長 他にどなたかございますか。

特に無いようですから、これで質疑の方は終了させていただきます。

それではここで一旦休憩をとりたいと思います。

～～10分間休憩～～

<p>議 長</p>	<p>それでは、会議を再開いたします。</p> <p>続きまして、「次第7（3）令和2年度深谷市上下水道事業会計決算について」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、令和2年度深谷市上下水道事業会計決算についてご説明いたします。</p> <p>お手元の「資料6 令和2年度 上下水道事業会計決算について」の2ページをご覧ください。令和2年度水道事業会計決算についてご説明いたします。</p> <p>令和2年度の水道事業会計決算規模（支出の総額）は、税込みで47億3,238万4千円となったところでございます。</p> <p>資料の3ページをご覧ください。</p> <p>まず、水道事業会計の収益的収支についてご説明いたします。水道事業会計の収益的収支は、水道水を作り、皆様の家庭にお届けするのに必要な収入や支出でございます。</p> <p>収益的収入の決算額は、税抜きで28億5,252万円で、その多くは水道料金収入でございます。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症に関する支援策として、基本料金の免除を5月検針分から10月検針分の6か月間実施いたしました。この基本料金の免除分は国の交付金を活用し他会計補助金として一般会計より繰り入れを行いました。</p> <p>収益的支出の決算額は、26億6,423万4千円で、浄水場などの維持管理費、人件費及び減価償却費などで構成されています。このグラフから分かるように、水道事業会計は、水道料金で維持管理費などを概ね賄えていると言え、当期純利益は税抜きで1億8,828万6千円となっております。</p> <p>続きまして、資料の4ページをご覧ください。</p> <p>水道事業会計の資本的収支は、浄水場などの施設を整備するのに必要な収入や支出でございます。</p> <p>資本的収入の決算額は、税込みで6億8,186万5千円で、企業債、いわゆる借入金が大きな割合を占めております。</p> <p>資本的支出の決算額は、19億5,310万8千円で、水道施設を整備するための建設改良費、人件費及び借入の返済金にあたる企業債償還金で構成されております。</p> <p>グラフのうち赤く塗られた部分は、収入と支出の差額、不足額の約13億円です。こちらは、水道事業会計に留保してある資金で補てんいたしました。</p> <p>続きまして、資料の5ページをご覧ください。令和2年度の主な事業についてご説明いたします。</p> <p>老朽管更新事業では、石綿セメント管更新工事を行いました。市内全域で実施</p>

し、更新延長は10,595.51m、事業費は5億7,024万3千円でございます。

施設整備事業では、花園第一・第二配水場改修工事、送配水管布設替工事及び電気計装工事などを実施し、事業費は2億849万1千円でございます。

皿沼浄水場ではNo.2配水池耐震補強・改修工事を実施いたしました。事業費は2億2,583万円でございます。

以上が、水道事業会計決算の説明となります。

次に資料の6ページをご覧ください。令和2年度下水道事業会計決算についてご説明いたします。

令和2年度の下水道事業会計決算規模（支出の総額）は、税込みで68億653万円となったところでございます。なお、下水道事業会計は公共下水道事業及び農業集落排水事業のふたつの事業からなり、決算額も二つの事業を合算しております。

続きまして、資料の7ページをご覧ください。

まず、下水道事業会計の収益的収支についてご説明いたします。下水道事業会計の収益的収支は、家庭などから出た汚水を処理するのに必要な収入や支出でございます。

収益的収入の決算額は、税抜きで33億2,903万9千円で、下水道使用料収入、農業集落排水使用料収入、一般会計からの負担金などで構成されております。なお、下水道使用料については令和2年6月に改定を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、改定時期を6か月延期し、令和2年12月に改定を実施いたしました。

収益的支出の決算額は、31億6,637万9千円で、浄化センターなどの維持管理費、人件費及び減価償却費などで構成されています。このグラフから分かるように、下水道事業会計は、水道事業会計に比べると、使用料収入で支出を賄う割合が低いと言えます。当期純利益は税抜きで1億6,266万円となっております。

続きまして、資料の8ページをご覧ください。

下水道事業会計の資本的収支は、下水道管や浄化センターなどを整備するのに必要な収入や支出でございます。

資本的収入の決算額は、税込みで21億3,862万4千円で、企業債、いわゆる借入金が大きな割合を占めております。

資本的支出の決算額は、35億6,130万2千円で、整備のための建設改良費、人件費及び借入の返済金にあたる企業債償還金で構成されております。

グラフのうち赤く塗られた部分は、収入と支出の差額、不足額の約14億円で

す。こちらは、下水道事業会計に留保してある資金で補てんいたしました。

続きまして、資料の9ページ(4)主な事業 をご覧ください。

まず、公共下水道事業の汚水管渠建設事業では、東方地区、岡地区などで工事を実施し、施工延長4,260.9m、事業費は5億2,209万5千円でございます。

雨水管渠建設事業では小前田地区などで工事を実施し、施工延長350.6m、事業費は4億8,198万5千円でございます。

浄化センター建設事業では、ストックマネジメント計画を策定し、事業費は3,045万4千円でございます。

なお、ストックマネジメント計画とは、長期的な視点で施設の老朽化の状況を考慮し、改修などの計画をたてたもので、今後の下水道施設の更新をより効果的に進めていくための計画です。

次に農業集落排水事業の主な事業ですが、下郷地区、大谷地区、大谷西地区にて管路施設改修工事を行いました。事業費は3億7,715万4千円でございます。

最後に、10ページに公共下水道事業、11ページに農業集落排水事業の決算を載せておりますので、後ほどご参照いただきたく存じます。また、深谷市のホームページに水道事業会計及び下水道事業会計の決算書を掲載しておりますので、こちらもご参照いただきたく存じます。

以上で、令和2年度上下水道事業会計決算の説明を終わります。

議長

ありがとうございました。

「令和2年度深谷市上下水道事業会計決算について」ご説明いただきました。委員の皆さまから質疑はありますでしょうか。

委員

前回は聞いたのですが、資本的収支で、内部留保資金で補填するというのが多いですね。実際この内部留保資金というのが今後、例えば何年ぐらい大丈夫なのか。かなり巨額な金額ですので、やはりだんだん無くなっていくと思うのですが、この先2、3年はよろしいのでしょうか。これが無くなってしまうと本当に事業が継続できなくなってしまう気がするのですが、その点はいかがなのでしょう。

事務局

内部留保資金について令和2年度決算で申し上げますと、水道事業については約20億円、下水道事業については約16億円の内部留保資金を確保しております。今後の見込みとしては、このあと経営戦略の方で説明させていただきますが、

	<p>現状の計画の中では、概ね5億円から10数億円程度で推移していく予定となっております。このあと委員の皆様にご審議をお願いいたしますが、収入の状況や今後の更新の計画などをご検討いただきながら、収支計画を立てていくということになります。基本的には10億円程度の資金はなるべく確保していきたいというふうに考えておまして、今後ご審議をいただくような形にはなりますが、当然そこは確保させていただかないと、会計自体の経営が成り立たなくなってくるので、そういった留保資金の残高も当然注視をしていながら、経営をさせていただきたいと考えております。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。ただいま事務局から説明いただきました。よろしいでしょうか。</p> <p>他にどなたかございますか。</p> <p>特に無いようですので先に進みたいと思います。</p> <p>続きまして「次第7（4）深谷市上下水道事業経営戦略」について事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、「次第7（4）深谷市上下水道事業経営戦略」につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>なお、経営戦略の本文や表では、全て平成の元号での表記となっておりますが、元号が変わった年度については、ここでは「令和」の元号に置き換えて説明いたしますので、ご了承願います。</p> <p>初めに、「第1編 総則」でございます。お手元の「資料7『深谷市上下水道事業経営戦略について』」の2ページは、別にお配りしております「深谷市上下水道事業経営戦略」の2ページ、3ページでございます、「第1章 策定の背景と目的」「第2章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項」についてまとめたものです。</p> <p>「（1）深谷市上下水道事業経営戦略とは」ですが、この経営戦略は、国（総務省）から策定を求められているもので、本市上下水道事業における経営の基本計画であり、平成29年度に策定したものでございます。厳しさを増す経営環境にあっても、将来にわたり安定的に事業が継続できるよう、中長期的な視野に立って計画的な経営に取り組むために策定したものです。</p> <p>「（2）計画期間」ですが、平成30年度から令和9年度までの10年間です。</p> <p>「（3）事後検証、更新等」ですが、毎年度、収支計画値と決算値の比較及び分析を行っております。また、概ね5年で総合的な見直しを実施することとしており、事業を取り巻く環境の変化や事業の進捗状況をふまえ、このたび経営戦略を</p>

見直すことといたしました。

続きまして、「第2編 水道事業経営戦略」でございます。資料の3ページをご覧ください。

ここでは「第1章 事業概要」として、事業の現況やこれまでの主な経営健全化への取り組みについて掲載しております。こちらにつきましては経営戦略の6ページから12ページを後ほどご参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、資料の4ページをご覧ください。「第2章 将来の事業環境」でございます。

「(1) 給水人口、水需要、料金収入の見通し」についてご説明いたします。経営戦略では13ページから14ページになります。

本市の人口は年々減少していくと同時に、高齢化も進行していくと予想されることから、給水人口も減少する見込みです。給水人口が減少することや、節水機器の普及などにより、水道料金として収入できる有収水量も減少する見込みです。

このように有収水量が減少することで、水道料金収入も減少する見込であることから、平成29年度に水道料金改定を実施しましたが、現在の経営戦略では、このあと令和4年度に料金改定を行う予定でその後の料金収入を試算しております。

続きまして「(2) 施設の見通し」でございます。経営戦略では14ページから16ページになります。

これまでの取り組みとして、老朽管更新事業では、石綿セメント管の更新を実施してまいりましたが、令和2年度に完了いたしました。

また、施設整備事業では、岡部浄水場の拡張や本田配水場の建設などを実施いたしました。今後の取り組みについては、後ほど説明いたします。

続きまして、資料の5ページ、経営戦略では17ページをご覧ください。

「第3章 経営の基本方針」について説明いたします。

「経営の基本方針」では、目標を「安全で安心な水道水の安定的な供給」としまして、「安全で安心な水道」「安定的な供給」「健全経営とサービス向上」「環境への貢献」の4つの方針を定めました。なお、各方針の説明につきましては、経営戦略を後ほどご参照ください。

続きまして資料の6ページをご覧ください。「第4章 投資・財政計画（収支計画）」でございます。経営戦略では24ページから25ページをご覧ください。

まず、「(1) 投資・財政計画（収支計画）」でございます。令和4年度に料金改定を見込んでいますが、経営戦略の24ページ、下から2行目に「当年度純利益（又は純損失）」にございますとおり、令和7年度から令和9年度は赤字が発生しております。しかし、そのすぐ下の行にある「繰越利益剰余金」これは、これま

での利益を積み上げてきたものですが、これで補てんできることから、収支は概ね均衡していると言えます。

次に資本的収支でございますが、企業債の適切な発行や国県補助金の活用により財源を確保し、各事業を実施してまいります。なお、経営戦略の25ページの真ん中あたり「資本的収入額が資本的支出額に不足する額」でございますとおり、収支不足額が発生しますが、この不足額は内部留保資金で補てんいたしますので、財源不足は生じない見込みでございます。

続きまして、資料の7ページ「(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明」について説明いたします。

経営戦略では15ページから16ページにお戻りください。表にございますように、今後の具体的な取り組みとして、老朽管の更新では、铸铁管などの更新、また、施設整備事業では、皿沼浄水場の更新、花園第一・第二配水場の更新などを実施する予定となっております。

現在、これらの事業を計画どおり実施しており、このうち、先ほどご説明いたしました、石綿セメント管の更新については、令和2年度に完了いたしました。今後は病院などの重要給水施設配水管の更新や铸铁管などの更新を実施するとともに、引き続き皿沼浄水場などの更新を実施するなど、老朽化した施設の更新を計画的に行ってまいります。また、施設の統廃合を検討し、効率的な水運用体系を構築してまいります。

資料の8ページをご覧ください。「(3) その他の取り組み」でございます。経営戦略では20ページから21ページになります。今後の検討予定事項といたしまして、皿沼浄水場更新に伴う前川原浄水場及び前小屋浄水場の廃止の検討、本田配水場増設についての再検討及び水道広域化の方向性についての検討などを予定しております。

続きまして、「第3編 下水道事業経営戦略」でございます。お手元の資料の9ページをご覧ください。

ここでは「第1章 事業概要」として、事業の現況やこれまでの主な経営健全化への取り組みについて掲載しております。こちらにつきましては、経営戦略の28ページから32ページを後ほどご参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、「第2章 将来の事業環境」について説明いたします。資料の11ページをご覧ください。経営戦略は33ページから36ページになります。

経営戦略では、(1)で使用料収入の見通し、(2)で一般会計繰入金の見通し、(3)で建設改良費及び企業債の見通しについて説明しておりますが、ここでは、この3つの項目について事業ごとにまとめてご説明いたします。

まず、公共下水道事業の見通しでございます。

公共下水道事業は、平成27年度に使用料改定を実施したため、使用料収入が大幅に増加しました。今後も、整備面積の拡張により有収水量が増加する見込みであること、平成30年度及び令和2年度に使用料改定を予定していること、また、令和2年度から農業集落排水処理施設が順次接続されていく予定であることから、使用料収入は今後も増加していく見込みです。なお、使用料改定については、それぞれの年度で実施したところでございます。

続いて繰入金でございますが、総務省の繰入基準に基づき、雨水処理に要する費用などは一般会計から繰り入れています。これを基準内繰入と言います。基準内繰入のほかに、一般会計から赤字補てんを目的とする繰入、すなわち基準外繰入を受けていますが、使用料を改定することにより、令和2年度には解消される見込みです。

また、公共下水道の建設改良費及び企業債は、令和4年度をピークに減少する見込みです。

農業集落排水事業については、平成27年度に使用料改定を実施し、それまで旧市町ごとに異なっていた使用料を統一しました。今後は、公共下水道への接続が進むにつれて農業集落排水としての処理量が減少することから、令和3年度以降は使用料収入が減少していく見込みです。

続いて繰入金でございますが、平成27年度に使用料体系を統一しましたが、経営改善には至っておらず、当面は赤字補てんとしての基準外繰入を受ける見込みです。

また、企業債でございますが、公共下水道への接続により、農業集落排水事業で償還していた企業債を公共下水道事業で償還するようになることから、企業債償還額は令和4年度以降減少する見込みです。

資料の12ページは「(2) これまでの取り組み」でございます。これまで、污水管や雨水管の布設工事、深谷市浄化センターの更新工事及び農業集落排水処理施設や管路の改修工事を行ってまいりました。

続きまして「第3章 経営の基本方針」について説明いたします。資料の13ページ及び経営戦略の37ページをご覧ください。

「経営の基本方針」では、目標を「快適と安全を提供する持続可能な下水道」といたしまして、「快適な生活環境の確保」「水環境の保全」「独立採算の経営」「環境への貢献」の4つの方針を定めました。なお、各方針の説明につきましては、経営戦略を後ほどご参照ください。

続きまして資料の14ページをご覧ください。「第4章 投資・財政計画（収支計画）」でございます。経営戦略は46ページから51ページをご覧ください。

(1)「投資・財政計画（収支計画）」でございます。

まず、下水道事業全体ですが、経営戦略の46ページ、下から2行目に「当年度純利益（又は純損失）」にあるとおり、収益的収支は全体としては黒字経営で、累積欠損金も解消される見込みです。

資本的収支については、企業債の適切な発行や国県補助金の活用により財源を確保し、各事業を実施してまいります。なお、経営戦略の47ページの真ん中あたり「資本的収入額が資本的支出額に不足する額」にございますとおり、収支不足額が発生しますが、この不足額は内部留保資金で補てんいたしますので、財源不足は生じない見込みでございます。

公共下水道事業及び農業集落排水事業ごとの説明はここでは割愛いたしますが、いずれの事業も、収支はおおむね均衡し、財源不足は生じない見通しでございます。詳しくは、経営戦略の48ページから51ページを後ほどご参照ください。

続きまして、資料の15ページ「(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明」について説明いたします。経営戦略では39ページから41ページをご覧ください。

今後の具体的な取り組みとして、公共下水道事業では、污水管や雨水管の整備や浄化センターの更新工事、岡部浄化センターの統廃合の検討を進めてまいります。

農業集落排水事業では、処理施設の更新工事や公共下水道への接続の検討を進めてまいります。

これらの実施予定の事業のうち、岡部浄化センターの深谷市浄化センターへの統合については、令和6年度の供用開始に向けて工事を進めております。また、農業集落排水処理施設の公共下水道への接続については、今年度、上原地区を公共下水道に接続したところがございます。今後も計画的に接続を進め、合計で19地区を公共下水道に統合する計画となっております。

それでは、資料の16ページをご覧ください。「(3) その他の取り組み」でございます。経営戦略では42ページから43ページになります。

今後の検討予定事項といたしまして、ストックマネジメント計画及び最適整備構想の策定並びに計画的な管渠や施設の更新を挙げておりますが、ストックマネジメント計画及び最適整備構想とも令和2年度に策定しております。今後は、これらの計画に基づき管渠や施設の更新を行ってまいります。

また、農業集落排水使用料について、従量料金制への移行を含めた使用料体系のあり方を検討し、使用料水準の適正化を図ることとしておりますが、今年度から、使用料体系を人数割制から公共下水道と同じ従量制、すなわち、汚水の排出量に応じて使用料を算定する方法に改定したところがございます。このほかに、

	<p>公共下水道への接続促進を進めることとしております。</p> <p>以上、議事（４）「深谷市上下水道事業経営戦略」についての説明でございます。次回の審議会では、改訂した経営戦略について委員の皆様からご意見をいただきたく存じます。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいま深谷市上下水道事業経営戦略についてご説明いただきました。内容も大変大きな内容だったかと思いますが、委員の皆様から質疑がありましたらお願いいたします。</p>
委 員	<p>老朽管の更新ということで日本中が水道管の更新を迫られていると思いますが、道に埋まっている水道管というのはそれを新しくする際の管の太さは同じなのですか？</p>
事務局	<p>現在、老朽管更新事業で進めている、耐用年数が過ぎている管の更新については、基本的には同口径か、先ほど説明があったとおり人口減少の関係で水道の利用が少ないということがあればダウンサイジングするような形で更新を進めております。</p>
委 員	<p>私の家は川本で調整区域に入っていて、宅地が広いので、子供がその宅地に家を建てたいという願望があり、いざ水道管をどのくらいの容量があるか調べてもらったところ、家が建たないギリギリの水道管が通っていました。ということは、子供が深谷のどこかに行けばいいのだが、熊谷に行ったり寄居に行ったり、そういった人口減少につながると思うのです。家は建てたいけど、水道が引けない、引くためには個人で何百万もかけて本管から引っ張る必要があると。そうすれば家が建てられるという話を聞きました。そういった状態だとかえって人口が減ってしまうのではないのでしょうか。ですから、そのあたりをある程度考慮してもらった方が、今後、人口を増やすのは難しくても人口減少を少しでも減らしたいという考えがあればそういうところも必要ではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>ただいまのご質問ですが、深谷市では将来を見越して水道管を新たに埋設することは現在やっておりません。ただ、個人住宅で例えば水道管が道路に入っていないという状況であれば、深谷市水道事業として特設配水管の工事規程というのがありまして、材料支給をさせていただいております。それは工事費の価格のうち材料分を水道事業で購入する形になりまして、この事業については近隣市町ではやっておらず、深谷市独自の制度としてやっておりまして、その部分の負担を</p>

<p>委員</p>	<p>しております。</p> <p>では資材はいただけるということなのですね。ただ、工事費は自腹ということなのですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうです。それから、特設配水管の規程の中にはもう一つありまして、その集落に5軒以上の同等の水道管を引きたい場合は、工事費の半分を負担するというものになりまして、現在もその規程で工事をやっている箇所もあります。そのような対応もできますので、個々に条件が異なる部分もありますので、一度、水道工務課にご相談ください。</p>
<p>議長</p>	<p>はい。事務局から説明をいただきました。よろしいですか。</p> <p>他にどなたかございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。資料の11ページなのですが、総務省の繰入基準に基づく繰入とあるのですが、基準内繰入と基準外繰入について詳しく説明していただいて、どのくらいの額があたっているのか教えてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。繰入基準というのは一般会計と公営企業会計との経費の負担区分となっており、ルールが定められております。基準内というのは、基準に該当する一定の経費がございまして、例えば汚水処理経費のなかで設備投資に関する資本費とって支払利息の関係ですとか、雨水を処理する際の浸水対策ですとか、経費の性質によって、一般会計の方からちゃんと負担をしてくださいねという区分がありまして、それを基準内繰入金ということで受けております。詳細については今回の資料には無いので、もし必要であれば次回説明させていただきますが、そういったいろいろな経費が定められておりまして、それを元に、その経費について一定の基準をもって一般会計の方から公営企業会計である上下水道事業会計の方に受け入れているものを基準内と言っております。一方、基準外というのはそれによらない経費です。公営企業会計の仕組みについての説明の冒頭の部分で、料金収入・使用料収入で賄う独立採算の経営が原則というお話をさせていただきましたが、水道料金の方は比較的それを賄っている状況であります。一方、下水道の方は使用料改定をさせていただいて比較的改善はされてきておりますが、まだ少し不足している部分がございます、要は赤字ですね、収入で支出を賄えない部分を補填しているという性質のものを基準外繰入金と言ってございまして、一定の経費の支出基準というルールに基づかない赤字補填や損失補填的なもの、あ</p>

	<p>るいは市独自の取り組みによって負担区分を定めているようなものを基準外と っております。</p> <p>決算の話で言いますと、先ほどの資料6の7ページをご覧ください。下水道の 収入の中で他会計負担金と他会計補助金ということで約7億7,100万円とあ りますが、他会計負担金というのが基準内と整理しているもので、他会計補助金 というのが基準外と整理しているものです。それから決算の内容でございますが、 10ページをご覧ください。まず、公共下水道の方では他会計負担金というこ とで約4億4,600万円の収益的収入ということで、そちらが繰入金となってお ります。この内訳ですが、基準内繰入金が約3億800万円程度でございます。 残りの1億3,800万円程度が基準外ということで整理をしております。その 下の11ページの農業集落排水事業の方ですが、収益的収入の一番上に 約3億2,400万円とありますが、このうち基準内と言われているものが、 1億8,200万円程度でございまして、残りの1億4,200万円程度が基準 外繰入金となっております。</p> <p>基本的には、事業規模からいうと農業集落排水事業の方が基準外を受け入れて いる割合のほうが大きいということでご理解いただければと思います。以上です。</p> <p>議長 ただいま事務局から説明をいただきました。よろしいですか。 他にどなたかございますか。</p> <p>委員 資料7の8ページで、取り組みとして皿沼浄水場更新で前小屋浄水場の廃止を 検討、白草台工業団地への企業進出、水道広域化の方向性などと書いてあるの ですが、深谷市に住んでいると深谷市から水道を引かせていただいて深谷市のお水 を使わせていただきますよね。広域化というのは、この経営戦略の20ページ のところの一番下にもありますが、熊谷市と寄居町との水道メーターの共同購入 などとあるのですが、企業戦略ということは、例えば営業とかをこちらから「こ のお水使ってください！」とかそういうことをやるのですか。</p> <p>事務局 皿沼浄水場や白草台の関係についてですが、深谷市の区域内のなかで浄水場ご とに給水区域が異なりますので、現在は皿沼浄水場の老朽化が進んでいるとい うことで、令和元年度から令和4年度までで更新をしております。白草台工業団 地の関係については、荒川の南側の給水が弱かったので新たに本田配水場を建設 したのですが、そこに春日丘工業団地がございまして、そこに今後いろいろな企 業が進出した場合にはその本田配水場の配水能力では足りないことが想定され ますので、そこで一応検討しましょうということで、予定しているものでござ います。</p>
--	--

それからもう一つの広域化の話ですが、これは国の方で水道の広域化ということで進めておりまして、いろいろな広域化の方法がございます。長期なら例えば、深谷市と熊谷市の事業を統合して一緒に経営をすとか、あるいは浄水場等の運営管理等の委託を共同でやっていくとか、あるいはいろんなシステムを共通化して、同じシステムで運用して経費削減を図っていくということで、エリアをもう少し広げて、スケールを大きくしてスケールメリットを働かせて、経費の削減であるとか施設の効率化を図っていきましょうということが言われておりまして、それを広域化ということで、全国どこでもそういった広域化を進めております。近くの例で言いますと、秩父地域については、事業統合ということで、秩父地域全体で市町の水道を統合して、広域の組合を作って事業統合をしてやっております。これが一番身近な例なのですが、そういったことの検討を進めていくということでございます。しかし、これは実際にはなかなか進んでいないというのが現状でございます。というのは、深谷市においては合併のときに、今いろいろな更新の話もさせていただきましたが、いろいろ施設の更新もさせていただいております。あと、線路端の幡羅の工業団地の幡羅町浄水場を廃止して、施設の統廃合もさせていただいて、そういう意味では、事業の効率化というのをさせていただいております。料金改定についても、必要な財源ということで市民の皆様にお願ひさせていただいて、経営改善の努力もさせていただいております。そういういろいろな取り組みを熊谷市さんや本庄市さんと比べると、格差と言いますかそういったものがございまして、なかなかそういうところまでは実際進んでいないというのが現状になります。ただ、国の方から示されているいろいろな方策で、例えば事務を同じにするとか、できるところからやってくださいというお話が出ておりますので、そういったことをこれから、これまでも検討して、今それでやっているのがメーター購入です。水道メーターの入札を共同でやっております、少しでも経費の削減を図っているという状況でございます。今申し上げたようなことを今後も検討していくという内容でございまして、ただ、実際それが進むかどうかというのは今後の検討次第ということでご理解いただければと思います。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。事務局から説明をいただきました。よろしいですか。

他にどなたかございますか。

委 員

私は藤沢地区の折之口というところに住んでいるのですが、今まで集落排水だったのが今年から本下水になりまして、その時の使用料がすごく高くなったとい

う話を皆さんから聞いているのですが、今まで9千円くらいだった集落排水の使用料が今度は1万6千円くらいになったというのです。それでまあ上がるのは皆さん覚悟していると思うのですが、千円や2千円とか上がるのだったらいいのですが、7千円以上上がって、そうしますとまた来年から料金の見直しなどがあると、生活の方が大変になってくるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局

はい。農業集落排水使用料の関係ですが、4月から使用料改定をさせていただいて、今まではご家族の人数で、例えば4人だったら4人分ということで使用料を2ヶ月ごとにお支払いいただいております、定額でずっと推移をしていたわけですね。そして、今回の令和3年度からは公共下水道と同じように水道を使った量を基本的には汚水のほうに排出するであろうということで、その使用量に応じた使用料を算定させていただく方法に変更、改定をさせていただきました。折之口地区についてはまだ農業集落排水地域でございますので、農業集落排水のまま使用料がそういった計算の仕方変わったということでございまして、基本的にはまだ農業集落排水の区域でございます。そして、使用料が倍になったとか大きくなったというのは、今までは水道料金と農業集落排水使用料につきましては、別々の請求でお支払いをさせていただいていたと思うのですが、今回水道の使用量に応じて算定する方法にさせていただいて、そうすると水道料金と農業集落排水使用料を合算した形で、今まで水道料金の方で引き落としをお願いしていた口座からあわせて、農業集落排水使用料も引き落としをさせていただくような方法に変えさせていただきましたので、その関係でもしかしたらそういう9千円が1万6千円になってしまった場合に、そういうふうに感じていらっしゃる方もいらっしゃるのかなというふうには思います。ただ、実際の状況を伺っていないので何とも言えませんが、状況によってはいろいろな問い合わせをいただいております、確かに今までよりは料金が高くなったというお問い合わせもいただいております。そのご家庭の水道の使用状況に応じて農業集落排水使用料の方を算定させていただくという方法をとりましたので、こちらからお願いさせていただいていることとすれば、よく節水という話もさせていただいておりますけれども、まず節水に努めていただくとか、そういった状況の方を注視させていただいて、水道使用量が減れば連動して農業集落排水使用料も減るという形になっておりますので、そういうお願いの方はさせていただいております。今までの人数割制は使用量に関係なく、申請で使用料の算定をさせていただいていたので、実際にお使いになっている実態というのがなかなか反映されないということで、それが経営的にも悪いといえますか、なかなか賄えていないという状況がございませ

	<p>たので、前回の審議会をお願いさせていただいて、改定させていただいたところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。</p>
委員	<p>民生委員をしているので、近所からそういった高いというお話がいくつか見えているのです。</p>
事務局	<p>そういったお問い合わせもいただいているところでございますが、今後とも丁寧に説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>はい。事務局から説明をいただきました。よろしいですか。 他にどなたかございますか。</p>
委員	<p>深谷市上下水道経営戦略の14ページのところで、このグラフを見ますと料金改定の方が早まってきており、人口との関係もあると思いますが、料金の安定を図っていくためにはこれから先5、6年ごとにこういう改定が進んでいくということなののでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。料金や使用料の今後の見込みですが、水道料金については平成29年度に料金改定をしており、経営戦略の計画では令和4年度に改定する予定となっております。ただ、令和4年度に改定するかどうかについては、この後計画を作成し、そこで現状を検討し、提案させていただきます。今のところ、令和4年度の改定については、収支状況も計画よりも上振れている状況ですので、改定しない方向で考えております。それから、公共下水道使用料については、平成27年度と平成30年度と令和2年度で段階的に改定をいたしました。おおむね基準外の赤字補てん的な繰入は無くなる見込みで算定しており、改定後の状況もおおむねそういった形で推移しておりますので、当面は使用料改定をする予定はございません。それから、農業集落排水事業についても令和3年度に先ほどご質問がございましたが使用料改定をさせていただいて、10%程度予算上では増収となる見込みとなっておりますので、まずはその改定の状況を見て、経営状況がどうなるかということ注視し、その上で今後使用料改定の必要性というのを検討させていただきたくて予定でございます。その前提といたしましては、当然経費の削減ですとか今後のいろいろな更新の計画ですとか、そういうのを見直し等させていただいて、そういう予定がありますけれども当然我々としてもなるべく市民に負担をお願いするということは避けたいと考えておりますが、予定としてはそういった経営状況を注視しながら、検討させていただくということでございます。以上</p>

<p>議 長</p>	<p>です。</p> <p>はい。事務局から説明をいただきました。</p> <p>他にどなたかございますか。</p> <p>時間も経過しておりますので、議事については質疑を終了させていただきます。</p> <p>8. 事務連絡</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、「次第8 事務連絡」について、事務局からお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは皆様資料8をご覧ください。今後のスケジュールの案になりますけれども、本日は第1回でございますのでこの後第2回を12月に予定してございます。内容につきましては、経営戦略、こちら改訂版の案についてということで、こちらの方から案の説明および審議を予定してございます。続きまして第3回でございましてこちらは1月の下旬を予定しております、先ほどの経営戦略改定版の修正案ですね。こちらについてまた事務局からの説明および、審議の方を予定してございます。なお、開催の回数や時期は若干変更する場合はございますので、ご了承ください。続きまして審議会の議員報酬について説明させていただきます。報酬は1回6,500円、源泉所得税控除後の振込となります。支払予定日は、まず1回目が10月19日火曜日を予定してございます。再任の委員の皆様につきましては、前回の振込口座の方に振り込ませていただきます。この振込先が変更となる方がいらっしゃいましたら、この後事務局にお声掛けください。事務連絡につきましては以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、ありがとうございます。ただいま事務局からですね、事務連絡について説明いただきました。この件について何か質疑はございますか。特にないようですので、以上をもちまして本日の審議を終了いたします。委員の皆様のご協力に感謝申し上げます。これをもちまして、議長の任を解かさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>それでは進行を事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。本日は会計の仕組みや決算、経営戦略についてご説明いただきましたが、改めて資料をご覧くださいまして、不明な点等ございましたら、事務局までご連絡いただければと思います。また最後に事務連絡を付けたさせていただきます。審議会で使用した資料や会議録につきましては、後日市の</p>

事務局	<p>ホームページに掲載いたしますが、発言委員の名前を伏せた形で掲載となりますのでご了承ください。</p> <p>9. 閉会</p> <p>以上をもちまして第1回深谷市上下水道事業運営審議会を終了いたします。長時間にわたりどうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
-----	--